

防整技第 4 9 9 9 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事の引渡し後における契約不適合の修補の措置要領について
(通知)

標記について、別紙のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、建設工事の引渡し後における瑕疵修補の措置要領について（防整技第 7 1 8 3 号。2 8 . 3 . 3 1）は、令和 2 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。ただし、令和 2 年 3 月 3 1 日までに契約を締結したものについては、なお従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛装備庁長
官

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事の引渡し後における契約不適合の修補の措置要領

(適用)

第1 自衛隊施設の建設工事の引渡し後における契約不適合の修補の措置については、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）及び工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31。以下「工事実施細目」という。）の定めるところによるほか、本要領によるものとする。

(用語の定義)

第2 本要領における、「地方防衛局長等」及び「取得等要求機関の長」とは、取得等訓令第4条第6号及び第7号に規定する地方防衛局長等及び取得等要求機関の長をいう。

(事前調整)

第3 地方防衛局長等は、直轄工事について供用事務担当官から、工事実施細目別紙の第13第1項に規定する不具合に関する連絡を受けた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項について調整等を行うものとする。

- (1) 不具合の現状把握（発生時期、場所、規模等）
- (2) 部隊運用等への影響把握
- (3) 不具合の発生要因
- (4) 建設工事請負契約書に定められた契約不適合の修補等請求の適否
- (5) その他必要な事項

(調査等)

第4 地方防衛局長等は、取得等要求機関の長から取得等訓令第31条第1項に規定する通知がなされた場合は、整備計画局長に報告するとともに、必要に応じ、整備計画局長の技術的協力を得て、速やかに、次の各号に掲げる事項について技術的な調査を行うものとする。

- (1) 不具合の発生原因
- (2) 建設工事請負契約書に定められた契約不適合の修補の請求の適否及びその事由
- (3) 修補方法の提案、修補に要する期間及び修補に要する経費の見積
- (4) その他必要な事項

2 整備計画局長は、地方防衛局長等から技術的協力を求められた場合は、前項の調査について協力を行うものとする。

(契約不適合の修補の要否の通知等)

第5 地方防衛局長等は、第4第1項による調査の結果について、取得等訓令第31条第2項の規定により、取得等要求機関の長と調整するとともに整備計画局長に報告するものとする。

2 地方防衛局長等は、契約不適合の修補の請求を行うことが適当と認められる場合にあっては、契約不適合の修補の内容（範囲、方法及び期間等）について、取得等要求機関の長に通知するとともに整備計画局長に報告するものとする。

3 地方防衛局長等は、契約不適合の修補の請求を行わないことが適当と認められる場合にあっては、取得等要求機関の長にその旨を通知するとともに整備計画局長に報告するものとする。

また、施設の不備を是正するための措置について、取得等要求機関の長に対し技術的協力を行うものとする。

(契約不適合の修補の実施)

第6 地方防衛局長等は、第5第2項の規定による通知内容に従い、速やかに契約不適合の修補に係る措置を実施し、契約不適合の修補が完了した場合には、取得等要求機関の長に通知するとともに整備計画局長に報告するものとする。